令和６年度版

ひとり親家庭のお父さん・お母さんへ

自立支援教育訓練給付金のご案内

浜田市では、ひとり親家庭等のお母さん･お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、必要と認められた指定講座を受講した場合、受講修了後に受講料等費用の一部を支給します。

対象者

浜田市にお住まいの 20 歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①～③のすべてを満たす方。

①自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方
②当該講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
③原則として過去に訓練給付金の支給を受けていない方

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで制度の概要、対象講座について確認することができます。

※詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

教育訓練給付制度 → 検索

支給額

①**一般教育訓練給付金**または**特定一般教育訓練給付金**の指定講座

支給額：訓練経費（受講のために支払った費用）の 60%（上限 200,000 円、下限 12,000 円）※

②**専門実践教育訓練給付金**の指定講座

支給額：訓練経費の 60%、（上限 400,000 円）×就業年数（上限 1,600,000 円）※

※雇用保険法による教育訓練給付金を受給できる場合は、その金額を差し引いた金額

修了後 1 年以内に資格取得等し就職等した場合、受講費用の 25%（上限年間 20 万円）を追加支給

訓練経費全体を 100%とした時の負担割合

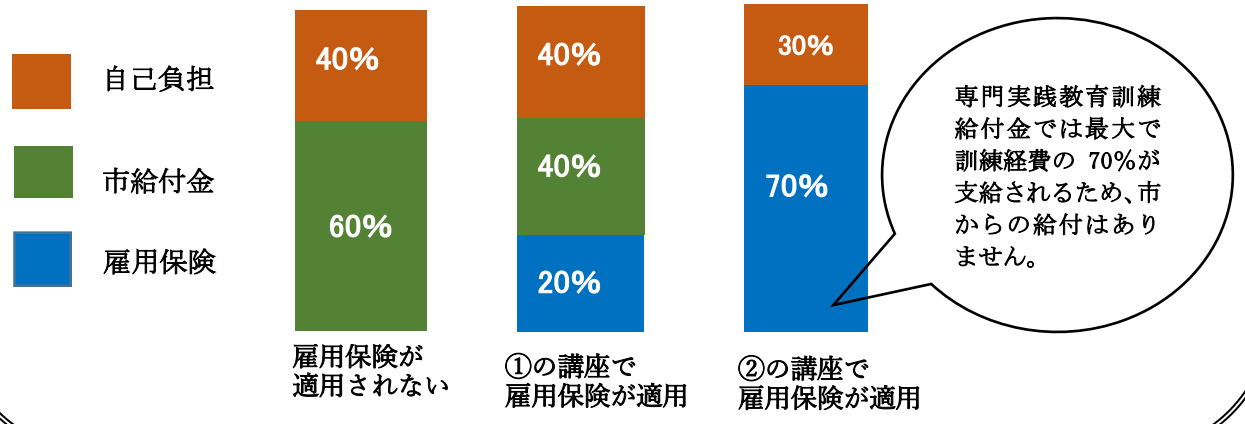

《手続きの流れ》

事前相談

基本的な要件や必要書類等をお伝えします。受講を希望する講座のパンフレットなど、講座の内容が分かる資料をご持参ください。また、母子・父子自立支援プログラムについて説明します。

事前相談のないまま受講を開始した場合、申請を受け付けられない場合があります。

講座の指定申請、母子父子自立支援プログラムの作成

★雇用保険の教育訓練給付の受給資格の有無の確認をお願いします。
有りの場合⇒ハローワーク及び浜田市で手続き。無しの場合⇒浜田市で手続き。

＜講座指定申請の手続きに必要な書類＞

①教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで発行されます）
②受講内容や受講費用が分かるパンフレット等
③支給申請者及び扶養している児童の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
④支給申請者及び扶養している児童の属する世帯の世帯全員の住民票
（世帯主、本籍等、記載の省略のないもの）
⑤個人番号カードあるいは個人番号通知カード（請求者及び同居の世帯全員分）
※世帯分離していて同居している場合、その世帯全員分必要
⑥児童扶養手当証書（認定を受けて手当を受給している方のみ）
⑦本人確認書類（運転免許証など）

講座の指定決定・受講

後日「対象講座指定決定通知書」をお送りします。

※受講中、支援のフォローのため、受講状況の聞き取り等をする場合があります。
※やむを得ず、途中で受講中止される場合や、講座実施者の都合により受講できなくなった場合は、速やかに市役所へご連絡ください。

講座の受講修了

講座修了後、30 日以内に給付金交付申請の手続が必要です。
また、雇用保険が適用される場合は、別途ハローワークでの手続きが必要となります。

給付金交付申請、母子父子自立支援プログラムの経過確認

＜給付金交付申請に必要な書類＞

①支給申請者及び扶養している児童の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
②個人番号カードあるいは個人番号通知カード（請求者及び同居の世帯全員分）
※世帯分離していて同居している場合、その世帯全員分必要
③支給申請者及び扶養している児童の属する世帯の世帯全員の住民票
（世帯主、本籍等、記載の省略のないもの）
④児童扶養手当証書（認定を受けて手当を受給している方のみ）
⑤本人確認書類（運転免許証など）⑥対象講座指定決定通知書
⑦修了証明書　⑧講座の入学料及び授業料の領収書（写し）
⑨教育訓練給付金決定通知書（支給がある場合ハローワークで発行されます）
⑩給付金振込のため口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

給付金交付決定

審査結果については、後日「支給決定通知書」にてお知らせします。

給付金支給

書類審査後、給付金を支給します。

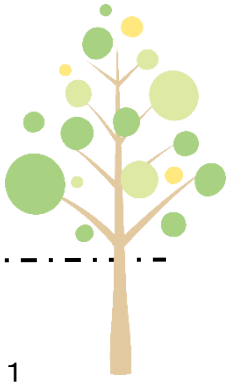

【お問い合わせ先】
浜田市子ども・子育て支援課　子ども政策係　　TEL　０８５５－２５－９３３１